

# 除害施設等の維持管理のお願い！

## 1 維持管理の必要性

除害施設を設置すれば排水処理ができるというものではありません。日常の保守点検・調整等の管理が非常に重要です。毎日の維持管理を適切に行われなければ、機能を十分に発揮することもできません。そのためには、以下の留意点や保守点検事項を参考に、維持管理をお願いします。

## 2 あなたの会社の維持管理の取り組み度チェック

No	実施は○	項目
(1)		水質管理責任者を選任し、緊急時の連絡体制を整備している。
(2)		運転管理日報等に保守点検・調整等の記録を行っている。
(3)		定期的に流入水・放流水の水質等の測定を行っている。
(4)		除害施設の定期的な清掃を行っている。
(5)		発生した汚泥や廃液等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき（マニフェスト伝票保管）処分を行っている。

※全ての項目が○になるように取組をお願いいたします。

## 3 除害施設等の点検

### (1) 原水槽

ごみやスカム等の異物によるフロートスイッチやレベルスイッチの誤作動防止のため、定期的な清掃が必要です。

### (2) 中和槽・反応槽

pH 電極及び薬品注入装置等は、毎日の保守点検が必要です。

pH 電極は定期的な校正が必要です。

攪拌機が正常に稼働するか確認が必要です。

### (3) 沈殿槽

沈殿物により有効容量が減少するため、定期的に清掃が必要です。

# pH 電極の適切な維持管理のお願い！

## (1) 電極の洗浄

測定に用いる pH 電極は、長期間、試料水に浸されるため、汚れによる応答遅れ、測定誤差を生じ、場合によっては、測定不能状態に至ることもあります。これを防ぐため、pH 電極を定期的に**洗浄・校正**を行う必要があります。

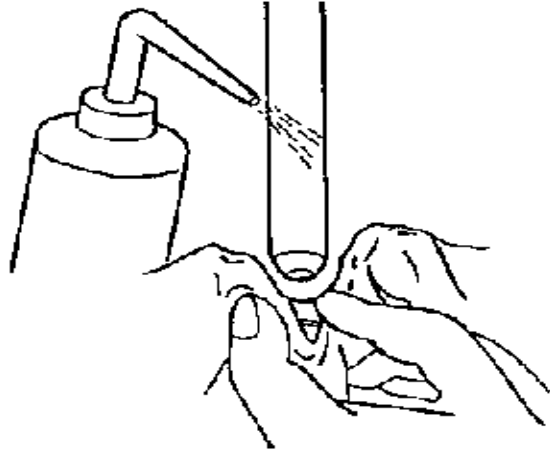


図 pH 電極の洗浄

## (2) 標準液校正

pH 電極は、定期的に pH 標準液による校正が必要です。

特に、定置型の pH 計は、pH 電極が長期間試料水に浸されるため、電極に劣化が生じるため、これを補正するためにも、定期的な標準液を使った校正が必要です。

校正は、2 種類の標準液を使って、ゼロ調整とスパン調整を行います。普通は、中性リン酸塩 pH 標準液 (6.86) でゼロ調整を行い、設定値に近い他の標準液を用いてスパン調整を行います。